

目的外利用・提供制限

	<p style="text-align: center;">神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)</p>	<p style="text-align: center;">基本的な考え方 事例等</p>	<p style="text-align: center;">行政機関法 (H17.4月施行)</p>
<p>目的外利用・提供の制限</p>		<p>現行条例を維持</p>	
<p>目的外利用・提供の原則禁止</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限) 第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>例外</p>	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>	<p>(1)・裁判所の文書提出命令による提出(民訴法223条) ・死亡届の情報を税務署長へ通知(相続税法58条)等</p> <p>(2) 所得情報を介護保険料減免事務へ利用等</p> <p>(3) 災害事務における傷病者情報の提供等</p> <p>(4)・税務情報を国民健康保険事務へ利用 ・住基情報を胃がん検診事務へ利用等</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>
<p>審議会の事前承認</p>	<p>[再掲 第9条1項] (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき</p>		<p>規定なし</p>
<p>個人の権利利益の不当侵害の防止</p>	<p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>		<p>[再掲 八条二項ただし書き] ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
			<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>

適正な維持管理

	<p style="text-align: center;">神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)</p>	<p style="text-align: center;">基本的な考え方 事例等</p>	<p style="text-align: center;">行政機関法 (H17.4月施行)</p>
<p>適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確・最新 ・ 漏えい等防止 ・ 廃棄 	<p>(適正な維持管理)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>	<p>現行条例を維持</p>	<p>(正確性の確保)</p> <p>第5条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>